

# 第1回 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会

## 議事次第

日時:平成 30 年 11 月 14 日(水)

17 時 00 分～19 時 00 分

場所:TKP 赤坂駅カンファレンスセンター

ホール 14A

## 議題

1. 座長の選出について
2. 本検討会の検討内容について
3. 厚生労働省の取組について
4. 外国人患者の受入拠点となる医療機関の選定について
5. 医療機関向けマニュアル・都道府県向けマニュアルについて

## 配布資料

資料1 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会開催要綱

資料2 本検討会における検討内容(案)

資料3 外国人患者受入体制に関する厚生労働省の取組

資料4 外国人患者の受入拠点となる医療機関の選定

資料5-1 外国人患者の受入環境整備に関する研究(平成 30 年度厚生労働省  
政策科学推進研究事業)

資料5-2 医療機関のための外国人患者受入に関するマニュアル構成案

資料5-3 地方自治体のための外国人患者受入に関するマニュアル構成案

※資料5-1～3は、厚生労働科学研究「外国人患者の受入環境整備に関する研究」研究班

提出資料

## 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会開催要綱

## 1 趣旨

- 我が国では、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、2020年に4,000万人、2030年には6,000万人の訪日外国人旅行者数を目標として観光先進国の実現を目指しているところ、訪日外国人旅行者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられる体制を充実させていくことが必要である。
- 医療機関が外国人患者を受け入れるに当たっては、言語の違いによる意思疎通の問題等が指摘されてきた。これに対し厚生労働省は、医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内案内表示の多言語化等を通じて、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関の整備を進めてきた。
- 一方、訪日外国人旅行者数の増大により、医療機関だけでは対応困難な複雑な事例や、高額未収金発生事例等を通じて、これまで想定や顕在化しなかった課題が明らかになり、政府の健康・医療戦略推進本部のもとに設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」がまとめられた。これを受け、関係府省庁が連携して取組を進めることが求められている。
- 上記を含め、訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する諸課題について検討することを目的として、「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」を開催する。

## 2 協議事項

- (1) 「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を受けた厚生労働省の取組について
- (2) その他、訪日外国人旅行者等に対する医療の提供等の在り方について

## 3 構成員

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。座長は、座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 団体を代表して参加している構成員が、やむを得ず欠席し、代理出席を希望する場合には、事前に医政局総務課を通じて座長の了解を得た上で当日の会合において承諾を得ることにより、参考人として参加することができる。

## 4 運営

- (1) 会議の議事は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (2) 会議の庶務は、医政局総務課において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めることとする。

## 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会 構成員名簿

あいかわ 相川	なおき 直樹	一般社団法人 Medical Excellence JAPAN 理事
いけだ 池田	まさあき 正明	一般財団法人日本医療教育財団専務理事
いもと 井本	ひろこ 寛子	公益社団法人日本看護協会常任理事
えびはら 海老原	いさお 功	NTT 東日本関東病院国際室副室長
えんどう 遠藤	ひろよし 弘良	聖路加国際大学大学院公衆衛生学研究科長
おおいそ 大磯	ぎ いちろう 義一郎	国立大学法人浜松医科大学医学部法学教授
おおまがり 大曲	のりお 貴夫	国立研究開発法人国立国際医療研究センター一病院副院長
おかむら 岡村	せりな 世里奈	国際医療福祉大学大学院医療経営管理分野/医療通訳・国際医療 マネジメント分野准教授
かわぐち 河口	みつこ 瑞子	三重県雇用経済部観光局長
こばやし 小林	よねゆき 米幸	特定非営利活動法人 AMDA 国際医療情報センター一理事長
こもり 小森	なおゆき 直之	一般社団法人日本医療法人協会副会長
しぶや 渋谷	けんじ 健司	東京大学大学院医学系研究科国際保健政策学教室教授
たなか 田中	あつこ 敦子	東京都福祉保健局医療改革推進担当部長
とよみ 豊見	あつし 敦	公益社団法人日本薬剤師会常務理事
まつもと 松本	きちろう 吉郎	公益社団法人日本医師会常任理事
みつい 三井	ひろあき 博晶	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
みなみたに 南谷	かおり かおり	地方独立行政法人りんくう総合医療センター一国際診療科部長
もり 森	たかお 隆夫	公益社団法人日本精神科病院協会副会長
もりた 森田	なおみ 直美	一般社団法人全国医療通訳者協会代表理事

(五十音順、敬称略、合計 19 名)

## 本検討会における検討内容（案）

### ① 医療機関の整備方針

都道府県ごとに、重症例を中心に外国人観光客受入の拠点となる医療機関と、観光スポットなどがある地域で軽症例の受入が可能な医療機関を選定

### ② 医療機関向けマニュアル、都道府県向けマニュアル

訪日外国人に対する基本的対応について整理したマニュアルの整備

### ③ 自由診療における診療価格

通訳等の付帯サービスの上乗せを含めた、自由診療である外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法

### ④ 医療通訳者の養成・確保・配置

医療通訳者の養成（例えば技能の認定）・確保・配置の考え方の整理

### ⑤ 医療通訳・ICT ツールの役割分担

症状や緊急性に応じた通訳とICTツール活用の役割分担や、それぞれの整備方針の整理

### ⑥ 医療コーディネーター

医療コーディネーターの役割を整理

# 外国人患者受入体制に関する 厚生労働省の取組

第1回 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会  
平成30年11月14日

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

# 目次

## 1 外国人患者の医療機関への受診状況

- 在留外国人・訪日外国人数の推移
- 医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査
- 訪日外国人増加に伴う医療機関への影響

## 2 政府の取組みのご紹介

- 未来投資戦略2018
- 訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策

## 3 厚生労働省の取組みのご紹介

### A 医療機関の整備

- 医療機関における外国人患者受け入れ環境整備事業

### B 言語対応

- 医療通訳育成カリキュラム・テキスト
- 外国人向け多言語説明資料

### C 地域の受入体制強化

- 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業
- 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

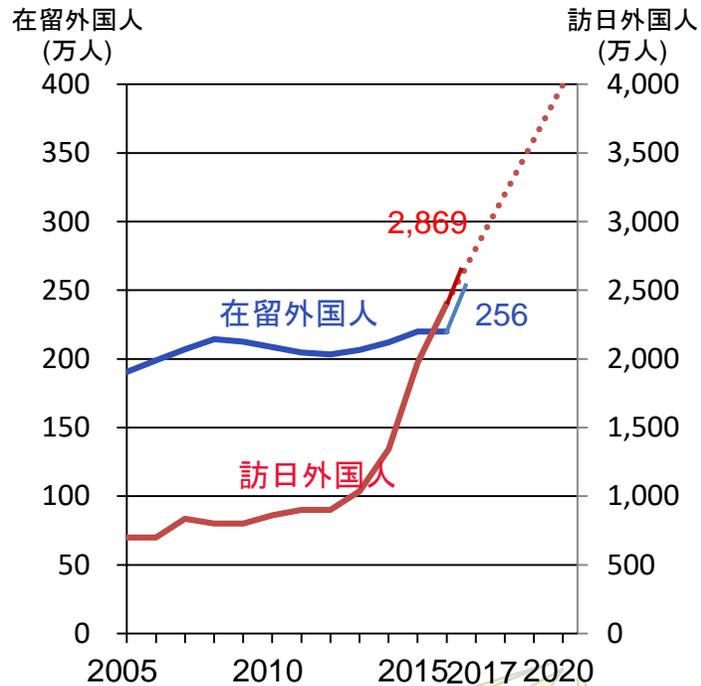
### D 情報発信

- 訪日外国人に対する医療に係る医療機関調査

## ① 外国人患者の医療機関への受診状況

# 在留外国人・訪日外国人数の推移

## 外国人数の推移



ラグビーW杯 (2019)      東京オリンピックパラリンピック

訪日外国人旅行者 4,000万人 (明日の日本を支える観光ビジョン)

関連イベント・政策

## 外国人の分類と受診に際する特徴

	人数	受診理由	受診する医療機関
在留外国人	256万人 <sup>1)</sup>	日常診療	地域の医療機関
訪日外国人	訪日外国人 (観光目的)	2,869万人/年 <sup>2)</sup>	救急診療 (急病・怪我) 観光地の医療機関 (どこの医療機関にも受診する可能性)
	訪日外国人 (医療目的)	数千~万人/年 <sup>3)</sup>	健康診断・先進的治療 外国人受入に取組んでいる医療機関

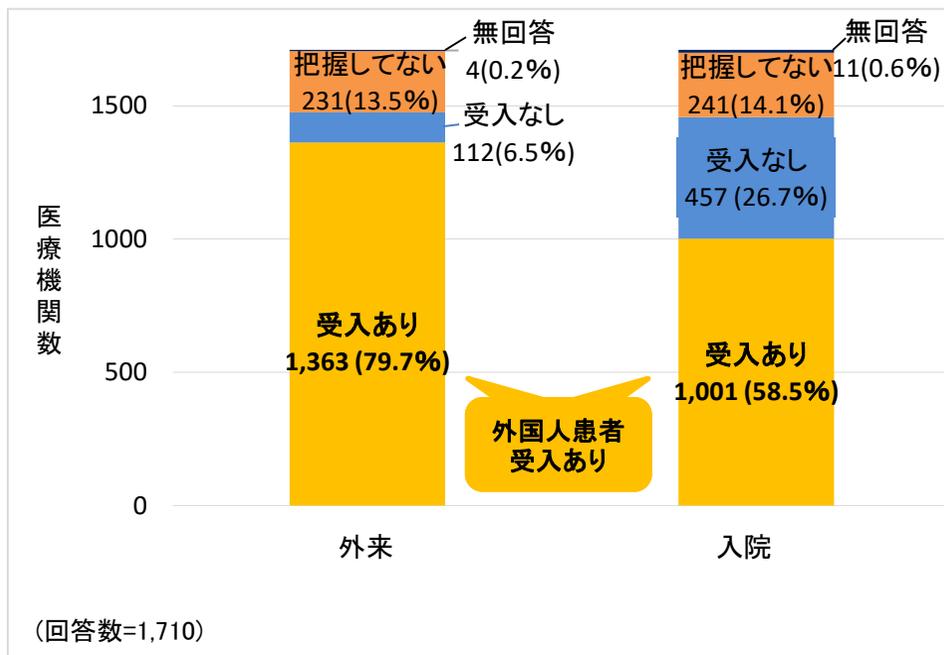
厚生労働省は、在留外国人と、観光・ビジネス目的で訪日し、医療が必要となった訪日外国人、および、在留外国人・訪日外国人を受け入れる医療機関における医療体制の整備を支援

1. 2017年12月末 在留外国人統計(法務省)における「在留外国人」の数(定義: 中長期在留者及び特別永住者); 2. 日本政府観光局 訪日外客の動向 (2017年)より;  
3. 6,914人(2014年) - 国内医療機関による外国人患者受入の促進に関する調査(経済産業省)

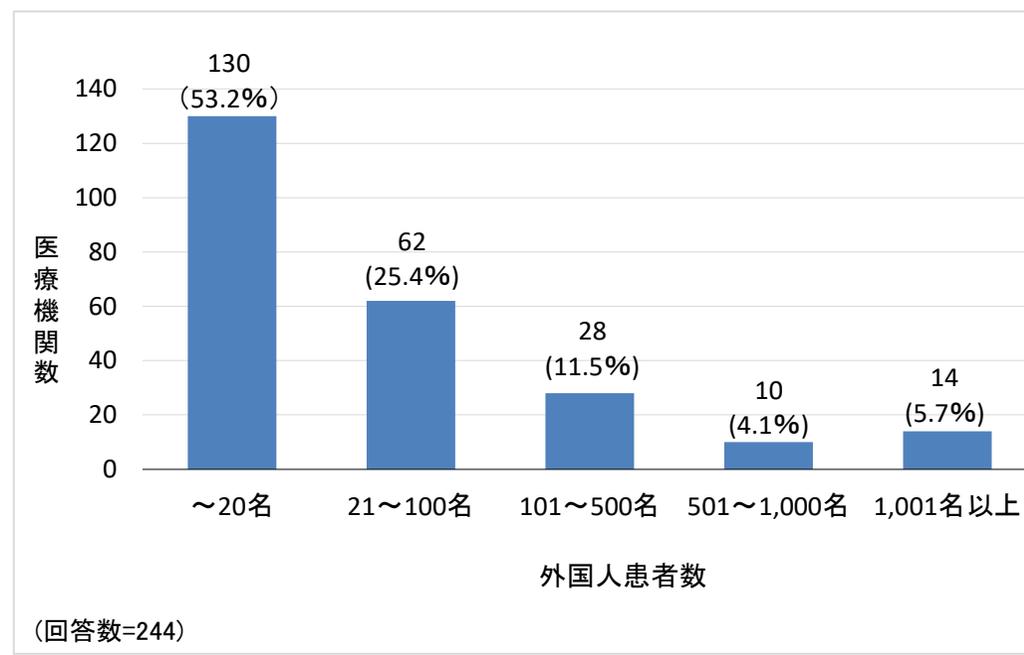
## 医療機関における外国人患者受入れ体制(患者数)

- 回答のあった1,710医療機関のうち、79.7%の医療機関では外来において、58.5%の医療機関では入院において、外国人患者<sup>1)</sup>の受入れ実績があった。
- 外国人患者数を実数で把握している244の医療機関<sup>2)</sup>において、半数以上が年間20名以下の受入れであった。その一方、5.7%の医療機関においては年間1,001名以上の受入れがあった。

### 外国人患者受入れ実績



### 外国人患者数(外来)<sup>3)</sup>



出展:「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年)より

全医療機関を調査としたものではなく、救急告示病院と観光庁が選定した「訪日外国人旅行者受入医療機関」を対象とした調査であることに留意が必要である。

1: 訪日外国人、在留外国人両方含む。

2: 本実態調査では、医療機関に対して、外国人患者数を実数および概数(例:501~1,000名, 1,001名以上)で回答を求めた。

3: 平成27年度

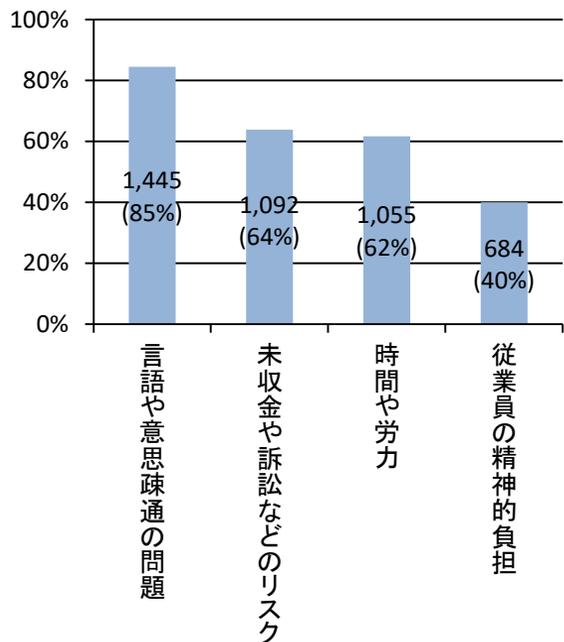
# 医療機関における外国人患者受入れ体制(負担感・トラブル事例・未収金)

- 過半数の医療機関において、言語や意思疎通の問題、未収金や訴訟などのリスク、時間や労力に、負担感を抱いていた。
- 外国人患者をめぐるトラブルとして、金銭・医療費に関するトラブル、言語コミュニケーション上のトラブルが上位に占めた。
- 平成27年度の1年間に、35%の医療機関は未収金を経験した。

## ① 負担感

外国人患者受入に当たり、  
現在負担となっていることや今後不安な点

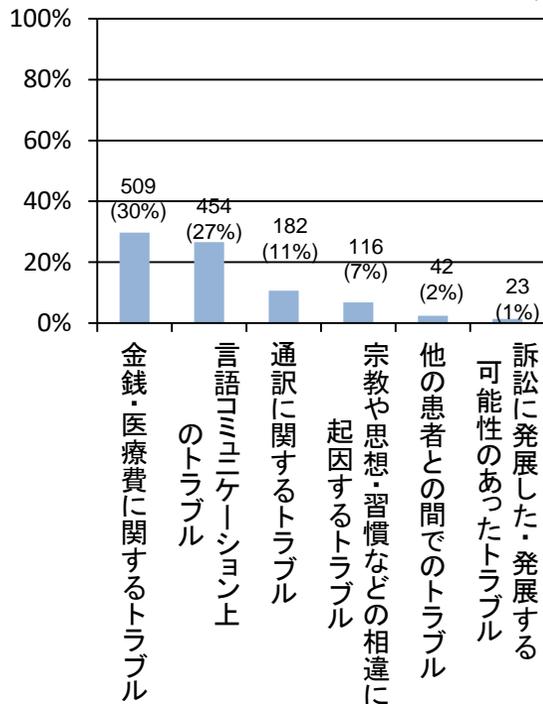
n=1,710 (複数選択)



## ② トラブル事例

ここ5年程度の間起きた、  
外国人患者をめぐるトラブル

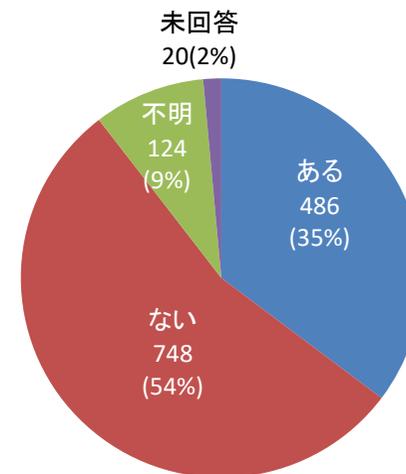
n=1,710 (複数選択)



## ③ 未収金

平成27年度の1年間の未収金の有無

n=1,378



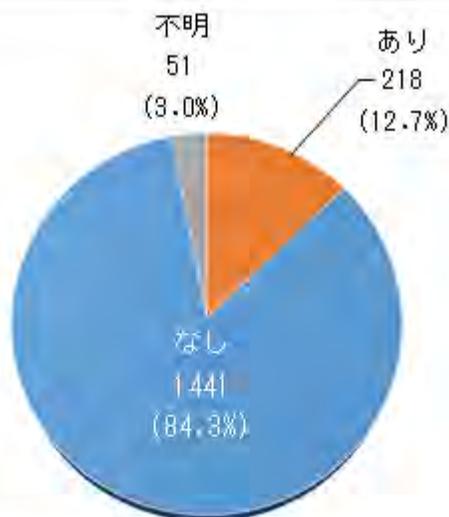
出展:「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年)より

全医療機関を調査としたものではなく、救急告示病院と観光庁が選定した「訪日外国人旅行者受入医療機関」を対象とした調査であることに留意が必要である。

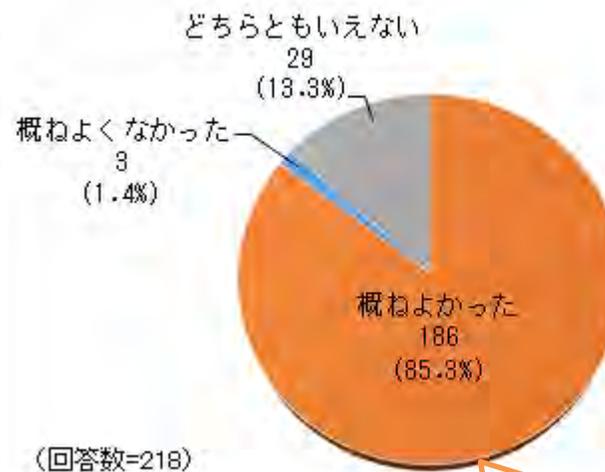
## 医療機関における外国人患者受入れ体制(医療通訳の利用)

- 医療通訳(電話通訳を含む)を利用した経験がある医療機関は12.7%であった。
- 医療通訳を利用した218医療機関のうち、85.3%の医療機関が利用して「概ねよかった」と回答。その理由として、「職員の負担の軽減、時間の削減が図られた。」「トラブルが未然に防げた。」などが挙げられた。

### 医療通訳の利用経験



### 医療通訳サービスの利用結果



#### 【「よかった」と回答した理由】

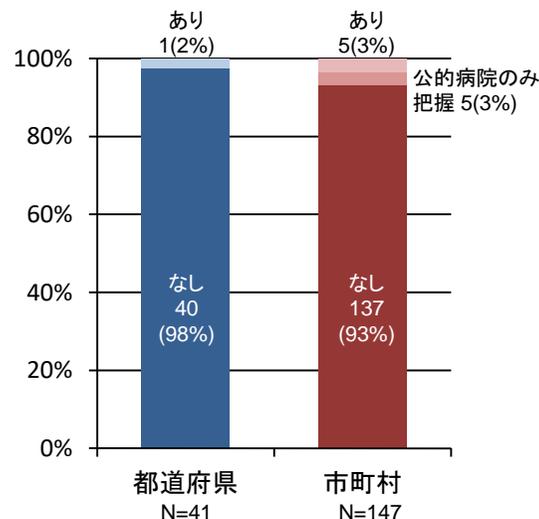
- ・職員の精神的・肉体的な負担の軽減、時間の削減が図られた。
- ・スムーズに患者の治療が行えた。
- ・意思疎通ができないことが原因で起こるようなトラブルが未然に防げた。

## 地方自治体における外国人患者受入れ体制

- 調査対象の都道府県・市区町村のうち、41都道府県(87%)と147市区町村(82%)より回答を得た。
- 都道府県からの回答の特徴は、以下の通りであった。
  - 外国人患者の受入実績(外国人患者数)に関して、把握している都道府県は1都道府県(2%)。
  - 受入可能な医療機関の数や医療設備に関して、30都道府県(75%)は把握しておらず、10都道府県(25%)は拡充が必要と考えている。
  - 医療通訳者や相談に係る人員に関して、32都道府県(80%)は把握しておらず、8都道府県(20%)は拡充が必要と考えている。
- 市区町村からの回答も、概ね、同様の傾向であった。

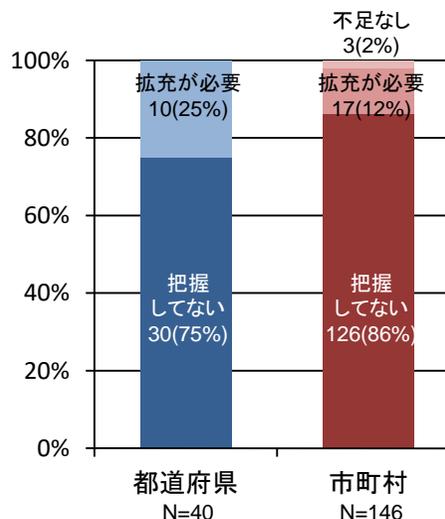
### ① 受入実績(外国人患者数)の把握

貴自治体の医療機関における  
受入実績(外国人患者数)を把握する  
体制がありますか。



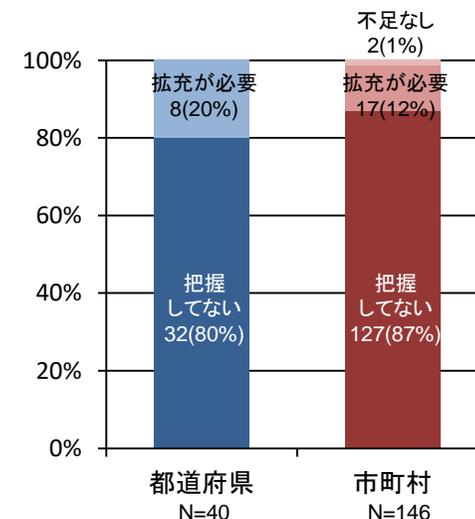
### ② 医療機関の数や医療設備

貴自治体の外国人患者受入れ体制に関して、  
「受入可能な医療機関数や医療設備面」  
の達成度をどの様にお考えですか。



### ③ 医療通訳者や相談に係わる人員

貴自治体の外国人患者受入れ体制に関して、  
「人員面(医療通訳者・外国人住民への相談事業に係  
わる人員等)」の達成度をどの様にお考えですか



# 訪日外国人増加に伴う医療機関への影響

- 訪日外国人が急激に増加する中、各地からこれまで想定していなかった事例が報告される様になった。

## 事例①: 訪日外国人の予期しない出産の事例

- 旅行中の妊婦が新生児を早産。
- 治療費は約800万円かかり、妊婦では支払い不可能。同胞の在留外国人からの寄付金でまかなった。
- 日本で生まれた児には、パスポートがなく、医療機関は、パスポートのない児を帰国させるために、大使館や行政(入管)等とのやりとりに苦勞した。

## 事例②: 訪日外国人が死亡に至った事例

- 訪日外国人が、予期しない疾患(脳内出血)のため、死亡に至った。
- 医療機関は、治療費の回収、およびご遺体の母国への搬送に苦勞した。

## 報道記事の例



**外国人客の救急倍増 県内病院2年連続**

13、15年度 医師会調べ 受診未収827万円

2013年度 14人 259人 351人 132人 674人

2014年度 15人 491人 132人 1492人

2015年度 15人 491人 132人 1492人

2017年7月14日  
沖縄タイムス朝刊



**訪日客の患者増 病院に「負担」**

未収金9000万円も を圧迫

2018年5月14日 読売新聞



**未払いなら入国拒否検討**

政府対策へ

## ② 政府の取組のご紹介

# 成長戦略に記されているインバウンド施策

## 日本再興戦略2016（抄）（平成28年6月2日閣議決定）

外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられる体制を充実するため、医療通訳・医療コーディネーターの配置支援、院内資料の多言語化等の支援、外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の認証病院の拡大を通じて、**2020年までに**、訪日外国人が特に多い地域を中心に、受入対応等も含めた「**外国人患者受入れ体制が整備された医療機関**」を、現在の約5倍にあたる**100箇所で整備することを目標**に、まずは本年度<sup>(※)</sup>までに**40か所程度へ拡大**する。  
(※)2016年度中を指す

## 未来投資戦略2017（抄）（平成29年6月9日閣議決定）

医療のインバウンドの推進については、**訪日・在留外国人患者**が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を**2020年までに100か所で整備する目標を前倒し、本年度<sup>(※)</sup>中の達成を目指す**。これらの基幹となる医療機関に加え、**地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手**し、受入環境の更なる充実を目指す。  
(※)2017年度中を指す

## 未来投資戦略2018（抄）（平成30年6月15日閣議決定）

外国人観光客については、**訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ**の議論を踏まえ、**観光客自身の適切な費用負担を前提**に、旅行中に病気やけがをした場合でも、不安を感じることなく適切な医療を受けられる環境整備を行う。また、在留外国人にも共通する点は同様の取組を行う。

Source:

日本再興戦略2016: I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 > 4. 観光立国の実現 > (2)新たに講ずべき具体的施策 > iii)すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に > ⑧急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

未来投資戦略2017: 第2 具体的施策 > I Society 5.0に向けた戦略分野 > 1. 健康・医療・介護 > (2)新たに講ずべき具体的施策 > iv)グローバル市場の獲得、国際貢献

未来投資戦略2018: 第2 具体的施策 > 2. 次世代ヘルスケア・システムの構築 > (3)新たに講ずべき具体的施策 > v)国際展開等

# 訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策

訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ  
平成30年6月14日

# 訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループの設置について

- 近年の訪日外国人の増加に伴い、訪日外国人に対する医療の提供に関連する多様な問題が発生。
- これに対し、関係府省庁が連携して取り組むことが必要。このため、**健康・医療戦略推進本部**の下に、「**訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ**」を設置（3月22日付）。

## 体制

### 健康・医療戦略推進本部

本部長：内閣総理大臣  
本部員：全国務大臣

### 健康・医療戦略推進会議

議長：健康・医療戦略担当大臣  
構成員：関係府省局長級

### 医療国際展開タスクフォース

議長：健康・医療戦略室長  
構成員：関係府省局長級・関係団体

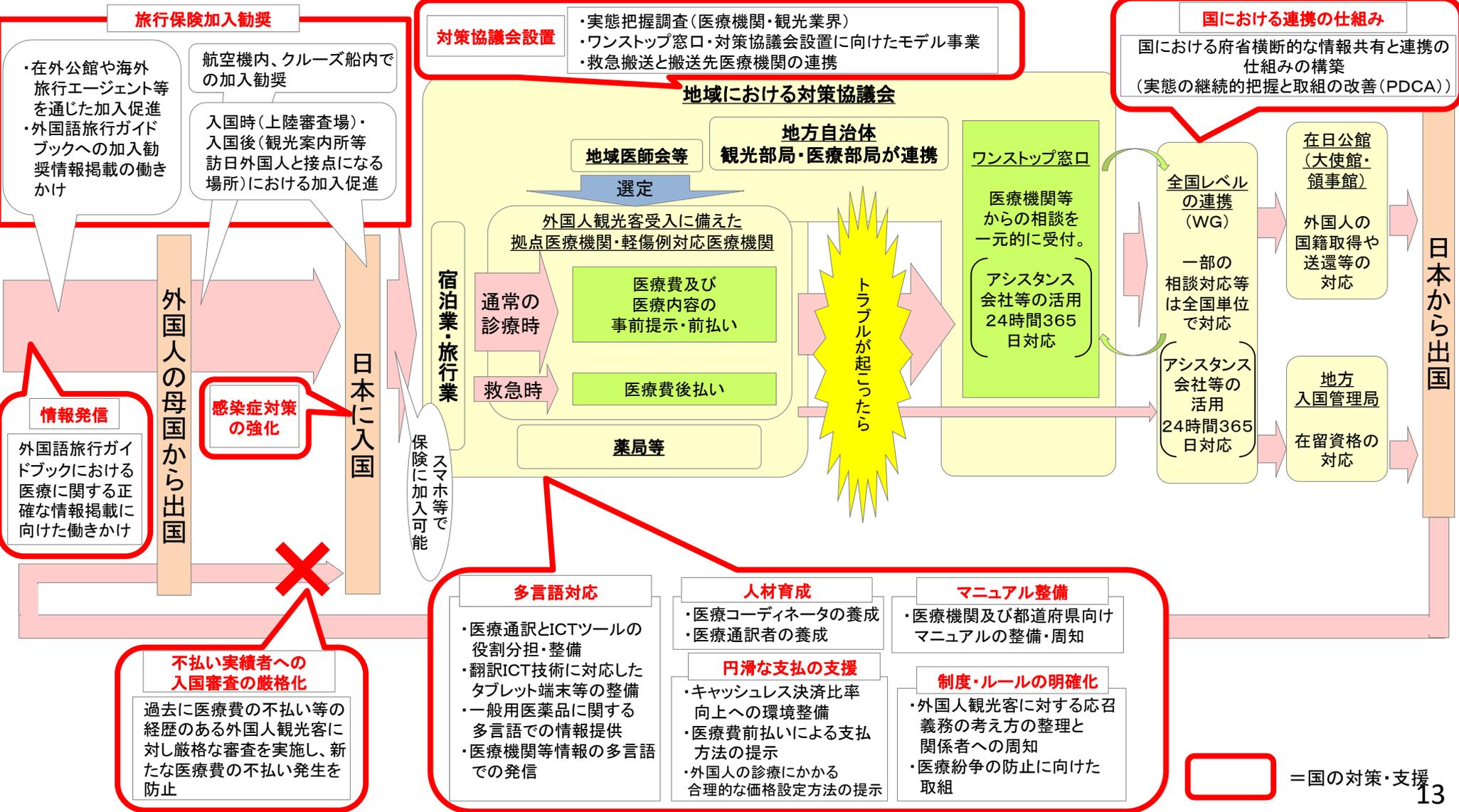
**訪日外国人に対する適切な医療等の  
確保に関するワーキンググループ**

## 構成員

議長	内閣官房 健康・医療戦略室長	
構成員	内閣官房 東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長	一般社団法人 全国医学部長病院長会議
	総務省 国際戦略局長	公益社団法人 日本歯科医師会
	消防庁 次長	公益社団法人 日本薬剤師会
	法務省 入国管理局長	一般社団法人 日本旅行業協会
	外務省 領事局長	一般社団法人 全国旅行業協会
	文部科学省 高等教育局長	一般社団法人 日本旅館協会
	スポーツ庁 次長	一般社団法人 日本ホテル協会
	厚生労働省 医政局長	一般社団法人 全日本シティホテル連盟
	経済産業省 商務・サービス審議官	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
	観光庁 長官	一般社団法人 日本損害保険協会
	公益社団法人 日本医師会	一般社団法人 外国損害保険協会
	一般社団法人 日本病院会	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
	公益社団法人 全日本病院協会	岡村世里奈 国際医療福祉大学大学院准教授 山田紀子 一般社団法人Medical Excellence JAPAN理事

※ 議長は、必要に応じて地方公共団体、構成員以外の関係府省、部局との適切な連携を実施。

- 外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等を受けられ、安全に帰国できる仕組みを構築。
- 可能な限り多くの外国人観光客の加入を目指した旅行保険への加入勧奨に取り組む。
- 観光の振興に主体的に取り組む地域ごとの多様な関係者の連携による環境整備を国として支援。



### ③ 厚生労働省の取組のご紹介

# 外国人患者受入に関する環境整備(厚生労働省の取組み)

## 現状の課題

- 外国人患者受入れのための環境整備が不可欠**
- 在留外国人数: 約256万人(平成29年12月末現在)
  - 訪日外国人数: 年間 2,869万人(平成29年)

## 目標

2020年までに、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を、**100箇所**で整備予定する目標を前倒し、**本年度中\***の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、**地域の実情**を踏まえながら**外国人患者の受入れ体制の裾野拡大**に着手し、受入環境の更なる充実を目指す。(未来投資戦略2017(2017年6月閣議決定))  
※2017年度中のことをさす

特に外国人観光客については、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループの議論を踏まえ、観光客自身の適切な費用負担を前提に、旅行中に病気やけがをした場合でも、不安を感じることなく適切な医療を受けられる環境整備を行う。また、在留外国人にも共通する点は同様の取組を行う。(未来投資戦略2018(2018年6月閣議決定))

## 厚生労働省の取組

	A 医療機関の整備	C 地域の受入体制強化	D 情報発信	
A	<p><b>医療機関の整備</b></p> <p><b>拠点医療機関の設置<sup>1)</sup></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療通訳者・外国人向け医療コーディネーターが配置された<b>拠点病院</b>を整備</li> <li>周辺医療機関との連携体制を構築</li> </ul> <p><b>医療機関の院内体制整備支援<sup>2)</sup></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>院内案内表示の多言語化</li> <li>院内資料(問診票等)の多言語化等</li> </ul> <p><b>医療機関の施設整備支援<sup>3)</sup></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人のニーズに対応したスペース(祈祷室)、ハラル食対応キッチン等の大規模改修</li> </ul>	<p><b>地域の実情把握</b></p> <p><b>外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本医療教育財団による認証制度</li> </ul> <p><b>外国人患者受入れ体制が整備された医療機関(2018年11月現在112施設)</b></p>	<p><b>都道府県単位でのモデル構築の支援<sup>8)</sup></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政・医療機関・観光業界間で連携するため、<b>都道府県単位</b>で             <ol style="list-style-type: none"> <li>多分野の関係者による議論の場の設置</li> <li>地域固有の実情把握</li> <li>情報発信等を行う</li> </ol> </li> </ul>	<p><b>医療の質確保のための情報発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関・自治体向けのマニュアル作成<sup>10)</sup></li> <li>ワークショップ・セミナー等の開催<sup>11)</sup></li> <li>実態調査の実施<sup>12)</sup></li> </ul>
B	<p><b>言語対応</b></p> <p><b>医療通訳のシステム構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療通訳育成カリキュラム・テキストを作成し公開<sup>4)</sup></li> <li>医療通訳者の養成支援<sup>5)</sup></li> <li>医療通訳の認定制度の研究<sup>6)</sup></li> </ul> <p><b>多言語資料の作成<sup>7)</sup></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5ヶ国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)で作成し、厚労省のウェブサイトで公開</li> </ul>	<p><b>電話通訳の団体契約の利用促進<sup>9)</sup></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話医療通訳の特徴を活用             <ol style="list-style-type: none"> <li>いつでも利用可能</li> <li>地域を限定しない</li> <li>希少言語へ対応可能</li> </ol> </li> <li>団体契約とすることで医療機関を「面でカバー」することが可能</li> <li>通信技術を用いた通訳端末も活用</li> </ul>	<p><b>「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関リスト」への協力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光庁と連名で、都道府県宛に通知</li> </ul>	

1. 外国人患者受入れ環境整備推進事業(医療通訳者・コーディネーターの配備による拠点病院構築)(H26~); 2. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業(H28,H28補正); 3. 医療機関における外国人患者受入れ環境施設整備事業(H28補正); 4. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業(H25, H28補正); 5. 医療通訳養成支援間接補助事業(H29); 6. 医療通訳の認証の在り方に関する研究(H28)、医療通訳認定の実用化に関する研究(H29~H31); 7. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業(H25, H28補正); 8. 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業(H30); 9. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業(H30); 10. 外国人患者の受入環境整備に関する研究(H30~); 11. 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業(H25~); 12. 訪日外国人に対する医療に係る医療機関調査(H30年9月開始)

- 我が国の在留外国人は約247万人<sup>1)</sup>(平成29年6月末現在)、訪日外国人は2,869万人<sup>2)</sup>(平成29年)と増加傾向。
- こうした中、在留・訪日外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、国内の医療機関における、外国人患者受入のための環境整備が不可欠。
- 「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100か所整備する目標は前倒して達成されたので、今後は、これらの基幹となる医療機関に加えて、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

(参考)関係閣議決定等

- 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日 閣議決定）
- 未来投資戦略2017（平成29年6月9日 閣議決定）
- 観光立国推進閣僚会議（平成29年5月30日 観光立国推進閣僚会議(主宰:内閣総理大臣)決定）等

### ① 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業(新規)

モデル都道府県を5程度選定

- 背景: 地域毎に異なる問題が生じており、地域固有の事情を勘案した上での対応が必要
- 事業概要: 都道府県において、①多分野の関係者による議論の場の設置、②地域固有の実情の把握、③情報発信 等を行い、地域特性に応じたモデルを構築



### ② 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業(新規)

電話医療通訳の団体契約を行う事業者を5程度選定

- 背景: 電話による医療通訳は、利便性が高いものの、医療機関における認知度はまだ十分でない
- 事業概要: とりまとめ団体<sup>3)</sup>と電話通訳事業者との間で、一括して通訳の利用に係る契約を行い(団体契約)、傘下の医療機関が電話通訳を利用できるようにする



電話回線



インターネット回線や情報通信技術を用いた通訳端末



### ③ 外国人患者受入れ環境整備推進事業

モデル医療機関(拠点病院)を10~箇所選定

- 背景: 地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関(拠点病院)を整備する必要
- 事業概要:
  - ① 医療通訳を配置
  - ② 外国人向け医療コーディネーターを配置
  - ③ 拠点病院機能の構築
    - ・ 自治体や周辺医療機関に対して、拠点病院であることを周知
    - ・ 周辺医療機関等から、医療通訳が必要な患者の紹介受入
    - ・ 周辺医療機関向けに、院内見学会・セミナー・勉強会等を開催

### 背景・課題

- 医療機関が外国人患者を受け入れるに当たって、言語が通じないことが不安要素となっている。
- 在留・訪日外国人が増加する中、地域における外国人患者受入れの拠点となる医療機関(拠点病院)を整備する必要がある。
  - ※拠点病院: 周辺医療機関から外国人患者受入に関する問合せがあった際には、回答・助言を行う事等、地域の拠点として機能する事が期待される

### 目的

- 地域における外国人患者受入れの拠点となる医療機関(拠点病院)に、医療通訳及び外国人向け医療コーディネーターの配置を行う。
- 拠点病院が拠点病院機能(外国人患者受入れに関して、周辺医療機関等をサポートする機能)を強化する支援を行う。

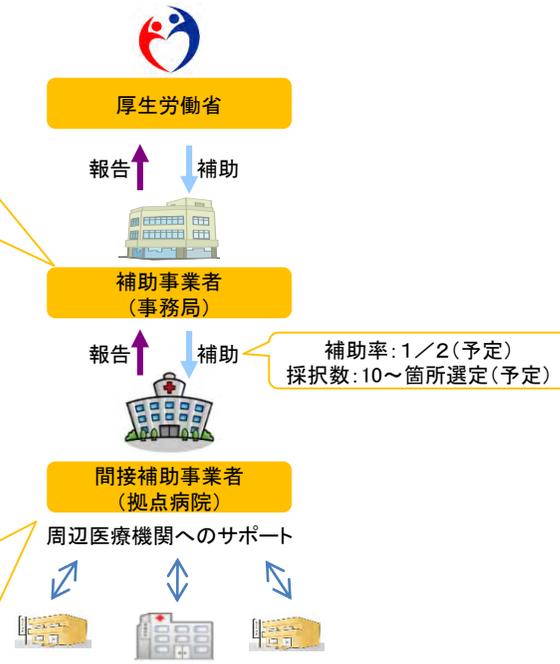
### 事業内容

#### 補助事業者(事務局)の役割

- 拠点病院に医療通訳及び外国人向け医療コーディネーター<sup>1)</sup>を配置
- 拠点病院機能の強化支援
  - 医療機関のヒアリング・他院の取組み(ベストプラクティス)の紹介等
- 拠点病院の選定に関する検討委員会の実施
- 拠点病院で得られた好事例や効果測定データ等の収集・分析及び活用
- 拠点病院に対する患者向け説明資料や同意書等に関する情報提供や使用に関する助言 等

#### 拠点病院の取組

- 医療通訳の配置
  - 病院の従事者と患者及びその家族間のコミュニケーションを行う
- 外国人向け医療コーディネーターの配置
  - 外国人患者が円滑に医療を受けられるよう、医療機関の内部・外部(自治体・保健所・保険者等)との調整を行う
- 拠点病院機能の強化(例)
  - 自治体や周辺医療機関に対して、拠点病院であることを周知
  - 周辺医療機関等から、医療通訳が必要な患者の紹介受入
  - 周辺医療機関向けに、院内見学会・セミナー・勉強会等を開催
  - 周辺医療機関に対して、連携・助言



### これまでの実績

- H26年度: 10医療機関
- H27年度: 19医療機関 (継続10+新規9)
- H28年度: 27医療機関 (継続18+新規9)
- H29年度: 35医療機関 (継続26+新規9)
- H30年度: 現在公募期間中 (11月14日時点)

## (ご参考) 医療機関の施設整備の事例



東京大学医学部附属病院、りんくう総合医療センター ご提供写真

平成28年度2次補正予算「医療機関における外国人患者受入れ環境施設整備事業（施設整備補助事業）」により施設整備を実施

# 医療通訳育成カリキュラム・テキスト

## 作成の経緯

- 医療通訳者や通訳者団体より、「医療通訳者を育成するにあたり、カリキュラムやテキストがあった方がよい」との声
- 「医療通訳育成カリキュラム基準」は、「医療通訳育成カリキュラム改訂方針委員会」が、「医療通訳テキスト」は「執筆委員会」が執筆。厚生労働省は、作成に際して補助。

医療通訳育成カリキュラム

医療通訳テキスト

## カリキュラム・テキストの概要

教育項目	教育内容	単位数 (1単位=90分)
1. 通訳理論と技術	(1) 医療通訳理論	5以上
	(2) 通訳に必要な通訳技術	5以上
	(3) 通訳実技	10以上
2. 倫理とコミュニケーション	(1) 専門職としての意識と責任(倫理)	4以上
	(2) 患者の文化的および社会的背景についての理解	1以上
	(3) 医療通訳者のコミュニケーション力	5以上
3. 医療通訳に必要な知識	(1) 医療の基礎知識	16以上
	(2) 日本の医療制度に関する基礎知識	3以上
	(3) 医療通訳者の自己管理	1以上
合計		50以上

第1部 通訳理論と技術	1. 医療通訳理論	1-1 通訳理論
		1-2 対話通訳と相互通訳
		1-3 質の高い通訳とは(サービスとしての医療通訳)
		1-4 医療通訳者の役割
	2. 通訳に必要な通訳技術	2-1 母語と第二言語の習得
		2-2 通訳に必要な通訳技術
		2-3 逐次通訳とは
		2-4 逐次通訳の前提となる能力強化の演習
		2-5 ノートテイキングの理論と技術
		2-6 逐次通訳演習用例文
		2-7 情報の収集方法(用語集の作成と情報収集)
	3. 専門職としての意識と責任(倫理)	3-1 医療倫理
3-2 患者の権利		
3-3 医療通訳者の行動規範(職業倫理)		
3-4 倫理演習		
第2部 倫理とコミュニケーション	4. 患者の文化的および社会的背景についての理解	4-1 日本に暮らす外国人の現状
		4-2 外国人医療の現状
		4-3 外国人の在留資格と滞在ビザ
	5. 医療通訳者のコミュニケーション力	5-1 コミュニケーション
		5-2 異文化コミュニケーション
		5-3 患者・医療従事者間の関係とコミュニケーション
第3部 通訳実技	6. 通訳実技	5-4 患者との接し方
		5-5 健康や医療、コミュニケーションに関する文化的・社会的違い
		5-6 医療通訳者の文化仲介
		6-1 医療通訳業務の流れと対応
		6-2 通訳者の立ち位置とその影響
6-3 非言語コミュニケーションの効果的活用		
6-4 通訳パフォーマンスの評価(総合評価)		
6-5 場面別模擬通訳演習		

カリキュラム・テキストは厚生労働省のウェブサイトに掲載してありますので、参考としてください



# 外国人向け多言語説明資料(改訂版)

—平成25年度作成版を平成29年度に改訂しました—

## 厚生労働省ホームページ

外国人向け多言語説明資料 一覧

分類1	分類2	資料名	ファイル形式	言語
受付	外来	(1) 診療申込書	Word	英語 [70KB] 中国語 [69KB] 韓国語 [70KB] ポルトガル語 [69KB] スペイン語 [74KB]
			PDF	英語 [111KB] 中国語 [173KB] 韓国語 [260KB] ポルトガル語 [112KB] スペイン語 [194KB]

## 外国人向け多言語説明資料(改訂版)

Patient Registration Form / 診療申込書

English/英語

Name / 氏名: \_\_\_\_\_ Sex / 性別:  Male/男  Female/女

Date of birth (YYYY/MM/DD) / 生年月日: Year/年 Month/月 Day/日 Age / 年齢: \_\_\_\_\_ years old/歳

Address or accommodation in Japan/住所又は日本での滞在先: \_\_\_\_\_

Address in home country (for short-term visitor only)/本国の住所 (短期滞在者のみ): \_\_\_\_\_

Phone No. (Home) / 電話 (自宅): \_\_\_\_\_ Phone No. (Mobile) / 電話 (携帯): \_\_\_\_\_

Nationality / 国籍: \_\_\_\_\_ Interpreter request / 通訳の希望:  Yes/必要  No/必要でない

Native language / 母国語: \_\_\_\_\_ Occupation / 職業: \_\_\_\_\_

Other language spoken / 母国語以外に対応可能な言語: \_\_\_\_\_ Special consideration required for religious reason / 宗教などの理由により特別に配慮が必要な事項: \_\_\_\_\_

Emergency contact details/緊急連絡先

Name / 氏名: \_\_\_\_\_ Relationship / 患者との関係: \_\_\_\_\_

Address / 住所: \_\_\_\_\_

Phone No. (Home) / 電話 (自宅): \_\_\_\_\_ Phone No. (Mobile) / 電話 (携帯): \_\_\_\_\_

Residential status in Japan / 日本での滞在状況を教えてください。

Resident/居住  Short-term stay/短期滞在 ( Business/ビジネス  Vacation/旅行)

Student/留学生  Other/その他 ( )

Reasons for choosing this hospital/clinic / 病院を選んだ理由を教えてください。

## 改訂のポイント

- 使い勝手の向上
  - 日本語と外国語の併記
  - 編集可能なファイル (Word・Excel) 形式で提供
- 言語の追加
  - 韓国語を追加し、計5言語に対応 (英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語)
- 資料の充実
  - 52種類で提供

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html)

もしくは  
「厚生労働省」「多言語説明資料」でキーワード検索

**背景・課題**

- ・ 在留外国人は約247万人<sup>1)</sup>(平成29年6月末現在)、訪日外国人は2,869万人<sup>2)</sup>(平成29年)と増加傾向。
- ・ 「未来投資戦略2017」に基づき、基幹となる「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手することとなっている。
- ・ 地域毎に異なる問題が生じており、地域固有の事情を勘案した上での対応が必要。

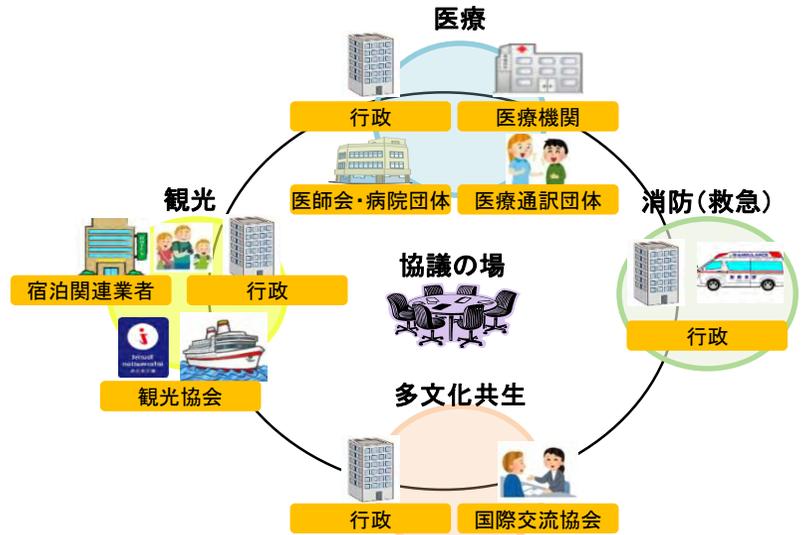
**目的**

今後の外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を見据え、更なる体制整備を効果的に行うため、都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制のモデルを構築すること。

**事業内容**

**①会議体の設置**

○ 関係者による議論の場を設置し、関係者間の連携強化を図る。



○ 地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理及び課題に対する対応方針を策定。

**②実態把握**

○ 地域の実態や課題、ニーズ等の地域固有の実情や先進事例を把握。(例)アンケート・ヒアリング調査 等

調査イメージ	外国人患者数 (人/月)	多言語体制	主な患者の 紹介元施設 宿泊施設
A病院	100	医療通訳配置	宿泊施設
B病院	30	電話通訳利用	飲食店
C病院	5	体制なし	国際交流協会

地域の実態や課題、ニーズ等を分析・整理

**③周知**

- 外国人患者受入れ体制に関する情報を、医療機関や地域住民、関係団体へ周知。
- (例)
  - ・ 会議体で策定した方針を関係団体、地域住民等に周知、共有
  - ・ 医療機関に対し、医療通訳等の資源について情報提供 等

**④その他**

外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制のモデルとなる取組みを追加して盛り込むことも可能。

**実績**

平成30年度採択団体: 北海道、東京都、三重県、京都府、大阪府

1) 法務省ホームページ: [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00068.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00068.html); 2) 日本を訪れた外国人旅行者の数。法務省の出入国管理統計から日本政府観光局(Japan National Tourism Organization: JNTO)が算出。JNTOホームページ: [https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data\\_info\\_listing/pdf/180116\\_monthly.pdf](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data_info_listing/pdf/180116_monthly.pdf)

背景・課題

- ・ 対面型の医療通訳が広がりつつあるが、訪日・在留外国人の増加に伴い、特に観光地での外国人患者の受診が増加していること、少数言語の通訳のニーズが増加していることにより、対面通訳のみでの対応が困難な状況となりつつある。
- ・ 電話による医療通訳は、対面通訳と比べて、①即時性がある、②対応可能な地域が限定されない、③対応可能な言語の幅が広い等の特徴があり、利便性が高いものの、医療機関における認知度はまだ十分でない。

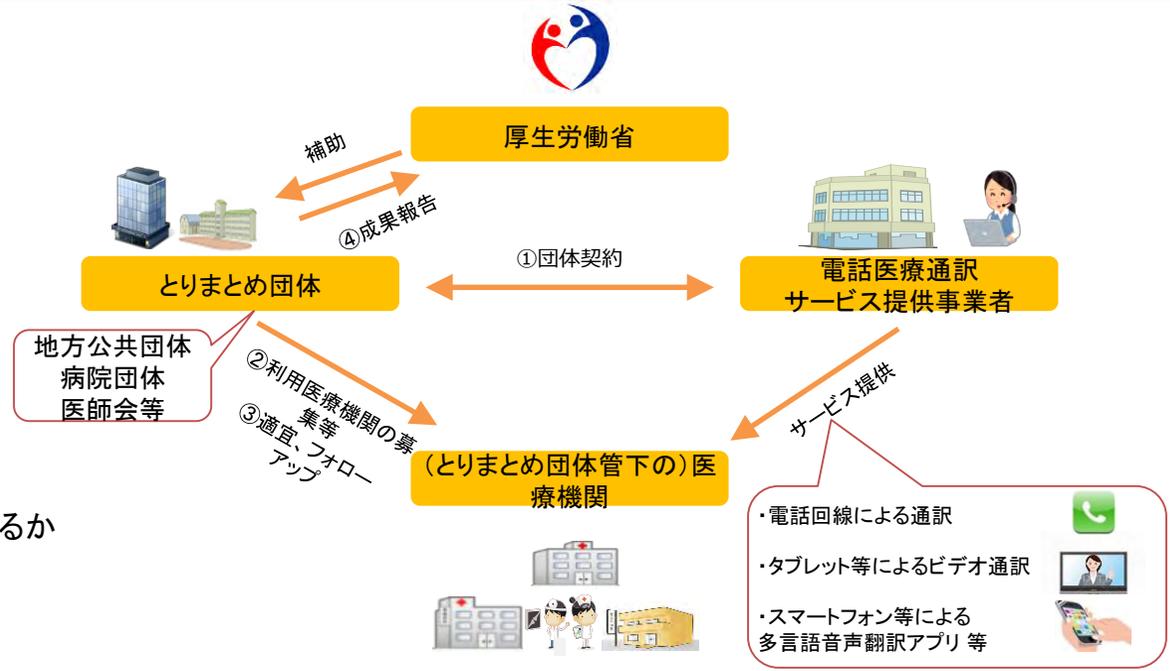
目的

電話医療通訳の利用を通じ、その利便性に対する医療機関の認識を広めることで、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

事業内容

とりまとめ団体<sup>1)</sup>は以下を実施。

- ①電話医療通訳サービス提供事業者との間で、一括して電話医療通訳の利用に係る契約を行う(団体契約)。
- ②管下の医療機関に対して電話医療通訳に関する周知を行い、サービスを利用したい参画医療機関の募集等を行う。
- ③適宜、医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。
- ④厚生労働省へ成果報告する。



電話医療通訳サービスの周知・浸透を図り、外国人患者の医療機関へのアクセス向上を実現。

実績

平成30年度採択団体: 一般社団法人 日本病院会、公益社団法人 石川県医師会、公益社団法人 全日本病院協会 公益社団法人 東京都医師会(合計約400医療機関参加)  
 現在2次公募準備中(11月14日時点)

1) 複数の医療機関から構成される法人(病院団体・グループ、医師会等)、地方公共団体等

# 訪日外国人に対する医療に係る医療機関調査

## 目的

- 医療機関における外国人受入体制の把握（調査A）
- 医療機関における外国人患者の受入の把握（調査B）
- 周産期医療に係わる外国人患者受入の現状の把握（調査C）

## 調査対象

- 全国全ての病院
- 沖縄県・京都府の診療所（歯科診療所を含む）

## 調査内容

### 調査票A

#### 医療機関における外国人受入体制

（調査票配布時点の状態を把握）

- 医療機関の種別（救命救急センター等）
- 病床数、入院・外来患者数
- 標榜診療科
- 担当部署、担当者の配置の有無
- マニュアルの整備状況
- 医療コーディネーターの配置状況
- 医療通訳の配置状況
- 院内表示の状況
- タブレットの利用状況
- 外国人患者への診療費請求方法
- キャッシュレス決済の導入状況
- 未収金等の対策で行っている方策
  - > パスポートの確認
  - > 価格の事前提示
  - > 診療内容の事前の説明 等

### 調査票B

#### 医療機関における外国人患者の受入

（調査票配布時点後、1ヶ月間に受診した外国人について把握）

- 外国人患者数
  - > 在留外国人患者
  - > 訪日外国人患者
  - > 医療目的に渡航した患者
- 未収金発生件数
- 未収金となった各事例の状況
  - > 患者の国籍
  - > 入院・外来の別（入院の場合の日数）
  - > 診断名
  - > 未収となった金額

### 調査票C

#### 周産期医療に係わる外国人患者受入の現状

（平成29年度1年間について把握）

総合・地域周産期母子医療センターが対象）

1. 母体について
  - 以下の、総数及び訪日外国人であるものの数
    - (a) 妊娠12週以降に分娩にいたった妊婦
    - (b) 妊娠12週より前の流産に対して手術を実施した患者（人工流産を除く）
    - (c) 異所性妊娠の手術を実施した患者
  - 訪日外国人である(a)～(c)についての詳細
    - > 国籍、年齢
    - > 分娩週数、病名、分娩方法、生産又は死産(aのみ)
    - > 入院日数、要した費用
    - > 費用回収の有無
    - > 通訳手配の有無
2. 訪日外国人が分娩した新生児について
  - 小児科医の分娩立会の有無
  - NICU入院の有無（有の場合、入院の日数）
  - 入院日数、要した費用
  - 費用回収の有無

## 調査スケジュール

- 病院向け調査は、2018年9月3日に開始。調査票A・Cは2018年中、調査票Bは2018年度内に集計する予定。

# 医療機関の皆様へのご案内

- 外国人患者受入れ環境整備推進事業(医療通訳者・コーディネーターの配備による拠点病院構築)
  - 医療通訳者やコーディネーターを配置する医療機関を公募しています。
- 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業
  - 電話医療通訳サービスを管下の医療機関に提供する とりまとめ団体の二次公募を行います。
- 外国人向け多言語資料
  - 多言語資料の改訂版を、当室ホームページに掲載しています。

ご質問やご不明な点は以下までご連絡ください。

【問い合わせ先】厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

E-mail: kokusai-tenkai@mhlw.go.jp

HP: [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html)

Tel: 03-5253-1111 (内線4108、4115), Fax: 03-3501-2048

# 外国人患者の受入拠点となる医療機関

第1回 訪日外国人旅行者に対する医療の提供に関する検討会  
平成30年11月14日

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

## (1) 各都道府県に求められる取組（総論）

- 我が国全体で観光立国が推進される中で、各都道府県においても外国人観光客の増加による地域の活性化に向けてそれぞれ取組みが進められているが、一方で訪日外国人が安心・安全に医療を受け、帰国できる体制の整備についても併せて取組むことが求められている。
- このためには、各都道府県の衛生部局が観光部局等と連携し、また、管内の市町村や医師会・関係団体とも連携して、2019年のラグビーワールドカップの開催や2020年のオリンピック・パラリンピックの開催も念頭に体制づくりを進めることが必要。
- 政府としても取組みを推進するために、6月14日に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」が開催されたところであり、厚生労働省としても自治体・関係団体と協力して、訪日外国人・在留外国人が安心・安全に医療機関を受診できる体制づくりに向けて取組みを推進することとしている。
- このような状況を踏まえ、都道府県が、それぞれの地域の実情に応じた具体的取組みを進めることが求められる。 検討課題としては、例えば次のようなものが考えられる。
  - ① それぞれの地域における実態・課題等の把握
  - ② 外国人の受入が可能な医療機関の選定
  - ③ 外国人を受け入れる医療機関の受入体制の整備
  - ④ 外国人を受け入れる医療機関向けの医療通訳や翻訳機器等の活用体制の整備
  - ⑤ 外国人を受け入れる医療機関における円滑な支払の確保に向けた体制の整備
  - ⑥ 外国人を受け入れる医療機関に関する関係者間での情報共有
  - ⑦ 地域の医療機関・行政の担当窓口の体制整備
  - ⑧ 地域の行政・医療機関・消防・旅行・宿泊等の関係者による連携体制の構築 など
- 厚生労働省は、2018年6月の都道府県衛生部長会において、都道府県に対して、以下の取組を依頼すると予告したところ  
「地域における外国人患者の受入拠点となる医療機関」を選定すること
  - 都道府県毎に、「重症例を受け入れ可能な医療機関」を1カ所以上選定
  - 外国人観光客が多い二次医療圏では、「軽症例の受け入れ可能な医療機関」を選定

## (2) 外国人患者を受入れる医療機関の像

- 外国人患者を受入れる医療機関への支援や、認証・推奨・登録は、複数の省庁・団体が行っている。
- これらの医療機関の情報は一元化されておらず、医療機関や地方自治体からはわかりづらいという声が寄せられてきた。また、医療機関の外国人患者受入に対する姿勢に、差があるのではないかとこの声がある。
- 医療機関や地方自治体のみならず、外国人患者、観光・宿泊事業者、地域の住民等がわかりやすい形で情報提供する必要。

### これまでの枠組み

実施主体	事業・リスト名	事業の内容	対象患者	医療機関数(降順)
1 観光庁	訪日外国人旅行者受入医療機関リスト	都道府県に医療機関の選定を依頼し、訪日外国人旅行者が滞在中の病気やケガ等の際に、安心して受診できる体制が整備された医療機関をリスト化。日本政府観光局のホームページを通して情報を発信する。同ページでは対応言語、診療科目、使用可能なクレジットカード等で医療機関の検索が可能	訪日外国人旅行者	1,255
2 厚生労働省	外国人患者受入れ環境整備推進事業	医療機関への医療通訳者・コーディネーターの配置や、院内体制整備(院内案内表示や院内資料の多言語化)への財政的支援	外国人患者	111
3 一般社団法人日本医療教育財団	外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP)	在留、訪日外国人へ安心・安全な医療を提供するための環境が整備された医療機関を認証する。	在留外国人 訪日外国人	48
4 一般社団法人Medical Excellence JAPAN(MEJ)	ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)	日本の高度な医療を目的に、医療ビザを取得し渡航する外国人患者の受入に意欲があり、適切な受入体制を整備した医療機関を推奨し、海外に発信する。	治療・健診を目的に渡航する外国人患者	45

### 今後のあるべき像

- 都道府県が主体的になり、関係者を交えながら医療機関を推薦
- 登録された医療機関は、わかりやすい形で公開。
- 歯科診療所も対象。

### (3) 平成31年「外国人患者の受入拠点となる医療機関」の基準(案)

事務局案は以下のとおり

#### (1) 都道府県単位の「重症例を受入可能な医療機関」

- ① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関
- ② 言語対応：多言語での対応が可能であること
  - ※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
  - ※ 医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

#### (2) 2次医療圏単位の「軽症例を受入可能な医療機関」

- ① 対象となる医療圏
  - ア ラグビーW杯またはオリンピック・パラリンピックの開催地を含む医療圏
  - イ 訪日外国人観光客の多い医療圏
  - ウ 在留外国人が多い医療圏
  - エ その他、都道府県が指定する医療圏
- ② 診療時間：特に制限を設けない
- ③ 診療科：特に制限を設けない
- ④ 言語対応：多言語での対応が可能であること
  - ※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
  - ※ 医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

## (4)スケジュール (案)

スケジュール (案)は以下のとおり

2018年度中

- 厚生労働省より各都道府県へ、「地域における外国人患者の受入拠点となる医療機関」の推薦を依頼
- 厚生労働省より各都道府県へ、「訪日外国人に対する医療に係る医療機関調査」の結果(一部)を共有
- 各都道府県より厚生労働省へ、「地域における外国人患者の受入拠点となる医療機関」を報告

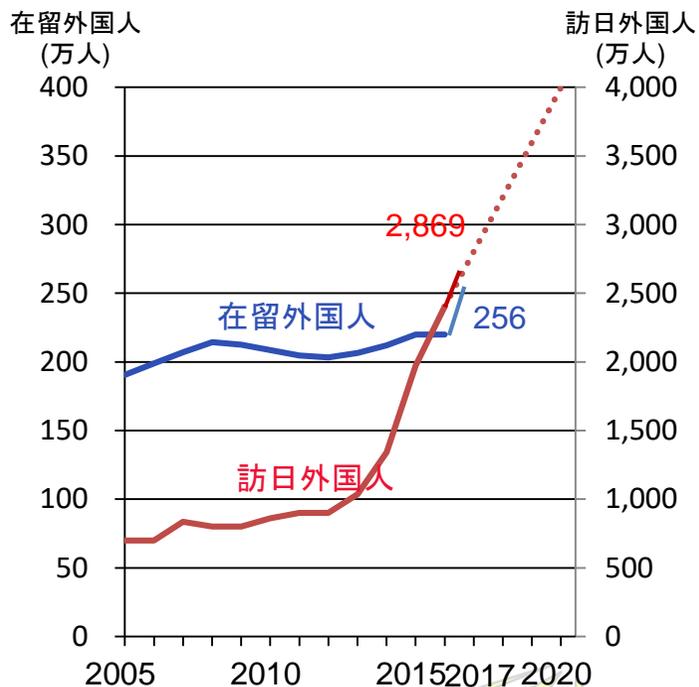
2019年4月以降

- 厚生労働省は、各都道府県からの報告結果をとりまとめて公表

## 參考資料

# (参考)在留外国人・訪日外国人数の推移

## 外国人数の推移



ラグビーW杯 (2019)      東京オリンピック  
パラリンピック

訪日外国人旅行者  
4,000万人 (明日の日本  
を支える観光ビジョン)

関連  
イベント・  
政策

## 外国人の分類と受診に際する特徴

	人数	受診理由	受診する医療機関
在留外国人	256万人 <sup>1)</sup>	日常診療	地域の医療機関
訪日外国人	訪日外国人 (観光目的)	救急診療 (急病・怪我)	観光地の医療機関 (どこの医療機関にも受診する可能性)
	訪日外国人 (医療目的)	健康診断・先進的治療	外国人受入に取組んでいる医療機関

厚生労働省は、在留外国人と、観光・ビジネス目的で訪日し、医療が必要となった訪日外国人、および、在留外国人・訪日外国人を受け入れる医療機関における医療体制の整備を支援

1. 2017年12月末 在留外国人統計(法務省)における「在留外国人」の数(定義:中長期在留者及び特別永住者); 2. 日本政府観光局 訪日外客の動向(2017年)より;  
3. 6,914人(2014年) - 国内医療機関による外国人患者受入の促進に関する調査(経済産業省)

# 外国人患者の受入環境整備に関する研究

(平成30年度 厚生労働省 政策科学推進研究事業)

## 背景

- 政府は、未来投資戦略において、「訪日・在留外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう（中略）「外国人患者受入体制が整備された医療機関」の整備」に加え、「地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指す」と掲げている。
- 今後の課題として、①外国人受入体制が整っていない医療機関への支援 ②都道府県の取組の支援 が必要

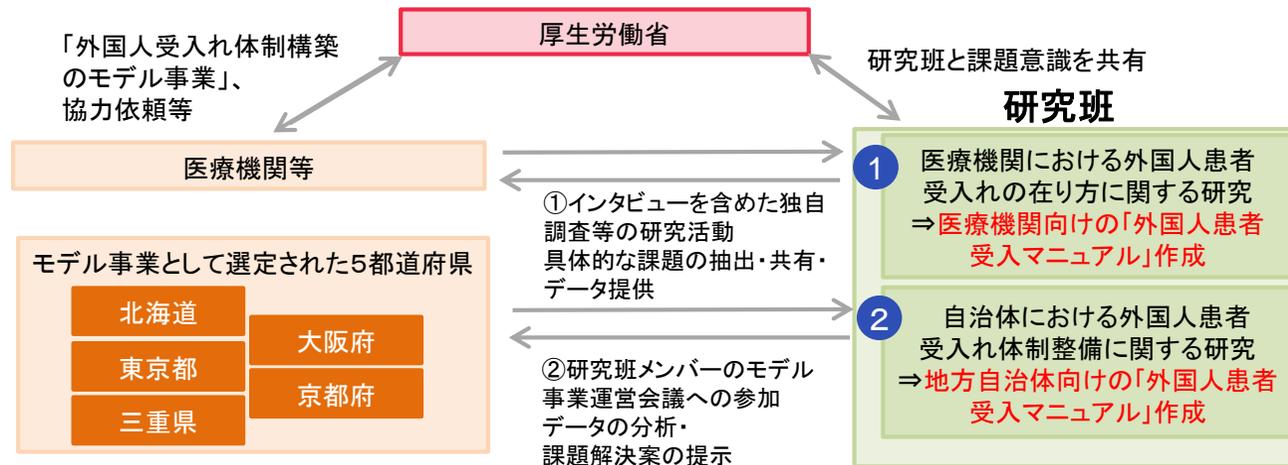
## 研究概要

- 医療機関における外国人患者受入れの在り方に関する研究
  - 医療機関向けの「外国人患者受入マニュアル」作成
    - 外国人患者数がそれ程多くなく、外国人受入体制が整っていない医療機関でも使用できる内容とし、訪日・在留外国人に対応するマニュアルを作成
- 自治体における外国人患者受入れ体制整備に関する研究
  - 自治体向けの「外国人患者受入マニュアル」作成
    - 平成30年度より都道府県単位で行う「地域における外国人患者受入体制のモデル事業」に研究班が伴走し、課題抽出・データ分析・解決案提示等を行いマニュアルを作成

## 分担研究者・研究協力者

- ・研究代表者：北川雄光 慶應義塾大学病院 病院長  
 ・分担研究者・研究協力者
- 佐野武 (公益財団法人がん研究会有明病院病院長)  
 八木洋 (慶應義塾大学医学部外科学(一般・消化器)専任講師)  
 秋元信吾 (慶應義塾大学医学部 外科学(一般・消化器)特任講師)  
 熊谷厚志 (公益財団法人がん研究会有明病院消化器外科副院長)  
 柴沼晃 (東京大学国際地域保健学教室助教)  
 岡村世里奈 (国際医療福祉大学院 医療経営管理分野准教授)  
 岩田光晴 (慶應義塾大学病院)  
 鹿野晶子 (公益財団法人がん研究会有明病院)  
 柏野聡彦 (一般社団法人日本医工ものづくりコムズ専務理事)

## 研究事業体制



## ＜医療機関のための外国人患者受入に関するマニュアル構成案＞

### 1. はじめに

#### 1.1 医療機関における外国人患者受入れ体制整備の重要性

- 1.11 外国人患者の定義・特徴
- 1.12 外国人数の推移
- 1.13 外国人に関連する政府の施策

#### 1.2 外国人患者に関連する制度の解説

- 1.21 応招義務
- 1.22 ビザ
- 1.23 パスポート・在留カード
- 1.24 医療保険制度
- 1.25 海外旅行保険
- 1.26 外国人観光客への厳格な審査
- 1.27 感染症対策
- 1.28 拠点病院（JMIP 制度）
- 1.29 他の関連する認証制度

#### 1.3 医療通訳の認証制度・標準カリキュラム

### 2. 医療機関の体制整備に向けた準備

#### 2.1 受入れ・受診状況の実態把握

#### 2.2 課題の整理・体制の整備

### 3. 医療機関の体制整備

#### 3.1 自院内の整備

- 3.11 ハードの整備
  - 3.11a 院内案内表記
  - 3.11b 外国人向け対応設備の整備
- 3.12 円滑なコミュニケーションを実現するための体制整備
  - 3.12a 医療通訳手法の種類とその特徴（長所・短所）
  - 3.12b 外部・民間サービスの活用
  - 3.12c 多言語説明資料の整備
- 3.13 医療費の請求・支払いを円滑に行うための体制整備
  - 3.13a 医療費請求・支払いに関する体制整備が求められる背景
  - 3.13b 自由診療に関する価格の設定
  - 3.13c 支払い方法の事前確認・医療費の概算額の事前説明
  - 3.13d キャッシュレス対応

- 3.14 院内担当部署・担当職員の整備、配置
- 3.15 医療従事者に対する院内研修
- 3.16 文化・宗教上への対応
- 3.2 他機関との連携**
  - 3.21 行政機関、周囲の医療機関や医師会、消防機関との連携
  - 3.22 旅行・宿泊業関係者・地方入国管理局・国際交流協会との連携
  - 3.23 国際的な医療機関・関係団体との連携
- 3.3 情報発信**
  - 3.31 行政への報告
  - 3.32 周囲の医療機関や医師会向けの情報発信
  - 3.33 旅行・宿泊業関係者への情報発信
  - 3.34 外国人患者向けの情報発信/ICT 利用
- 3.4 外国人患者対応のフローと場面別のポイント**
  - 3.41 外国人患者対応フローの全体像
  - 3.42 受付の場面
  - 3.43 検査・診察・治療の場面
  - 3.44 入院の場面
  - 3.45 退院の場面
  - 3.46 処方薬に関する場面、近隣薬局との連携
  - 3.47 医療搬送が必要な場合
  - 3.48 患者死亡の場合
- 4. 想定されるトラブル対応**
  - 4.1 未収金発生時の対応
  - 4.2 入国拒否制度に関わる登録
  - 4.3 指示に従わない外国人患者の対応
  - 4.4 在留期間を超えた入院
  - 4.5 医療紛争

## ＜地方自治体のための外国人患者受入に関するマニュアル構成案＞

### 1 地域における体制整備の基本的進め方

- 1.1 初期チーム編成
- 1.2 実態調査
  - 1.21 実態調査を元にした課題の抽出
  - 1.22 地域の体制分析・体制整備方針の検討
- 1.3 ワンストップ窓口の設置準備
- 1.4 目標の設定・目標実現に向けた施策の整理

### 2 体制整備の実施

- 2.1 外国人観光客を医療機関へつなぐ協力体制整備
  - 2.11 地域の行政・医療機関・消防・旅行・宿泊等の関係者・在日公館・地方入国管理局・民間事業者による連携体制の構築
  - 2.12 速やかな搬送に向けた、救急搬送と搬送先医療機関の連携
- 2.2 外国人の受入が可能な医療機関の選定
  - 2.21 外国人を受け入れる医療機関の受入体制の整備
  - 2.22 外国人を受け入れる医療機関向けの医療通訳や電話通訳、翻訳機器等の活用体制の整備
  - 2.23 外国人を受け入れる医療機関に関する関係者間での情報共有
- 2.3 地域の医療機関・行政の担当窓口の体制整備・ワンストップ窓口の設置

### 3 体制整備後の対応

- 3.1 外国人からの照会への対応
  - 3.11 地域の行政・医療機関・消防・旅行・宿泊等の関係者・在日公館・地方入国管理局・民間事業者による連携の紹介
  - 3.12 速やかな搬送に向けた、救急搬送と搬送先医療機関の紹介
- 3.2 宿泊施設・旅行者からの照会への対応
  - 3.21 地域の行政・医療機関・消防・旅行・宿泊等の関係者・在日公館・地方入国管理局・民間事業者による連携の紹介
  - 3.22 速やかな搬送に向けた、救急搬送と搬送先医療機関の紹介
- 3.3 医療機関からの照会への対応（詳細は「医療機関のためのマニュアル」参照）
  - 3.31 地域の行政・医療機関・消防・旅行・宿泊等の関係者・在日公館・地方入国管理局・民間事業者による連携の紹介
  - 3.32 速やかな搬送に向けた、救急搬送と搬送先医療機関の紹介
  - 3.33 受入マニュアルの院内整備・周知

- 3.34 院内体制の整備
- 3.33 医療通訳の整備と紹介
- 3.34 支払い方法

## **4 体制整備の報告・公表・情報共有**

- 4.1 患者や住民に対する公表・情報共有
- 4.2 医療機関・宿泊施設・旅行者への情報共有

## **5 参考資料**

- 5.1 連絡先